改

正

後

改

正

前

(傍線の部分は改正部分)

	の限りでない。
	達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、こ
	物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝
	ものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作
著作権	おいて同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信される
し、当	信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条に
られる	認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送
業の過	業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と
のを除	のを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授
第三十五	第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているも
(学校	(学校その他の教育機関における複製等)

字校その他の教育機関における複製等

著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。し、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らしられる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただられる限度において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているも

る者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置す

言には、適用しない。前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における。前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における。

(新設)

2 おいて、 当に害することとなる場合は、 ては、 該授業を同時に受ける者に対して公衆送信 して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当 第三十八条第一項の規定により上演し、 くは複製物を提供し、 種 公表された著作物については、 類及び 送 当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品 信 用 可能化を含む。 途並びに当該公衆送信の 若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を を行うことができる。 この限りでない。 前項の教育機関における授業の過 態様に照ら 演奏し、 (自動 上映し、 公衆送信の場合にあつ ただし 著作権者の利益を不 若しくは口述 該著作物 若し 程

第二節 授業目的公衆送信補償金

(新設)

(授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使)

合を含む。第百四条の十三第二項及び第百四条の十四第二項において同第百四条の十一第三十五条第二項(第百二条第一項において準用する場

(新設)

じ。)の補償金(以下この節において「授業目的公衆送信補償金」とい合を含む。第百四条の十三第二項及び第百四条の十四第二項において同

者(次項及び次条第四号において「権利者」という。)のためにその権う。)を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する

管理団体」という。)があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行その同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この節において「指定利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限り

裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。ために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関するが、前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者の

使することができる。

(指定の基準)

第百四条の十二 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ

一般社団法人であること。

前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一次に掲げる団体を構成員とすること。

て、国内において授業目的公衆送信に係る著作物に関し同項に規定権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつ送信」という。)に係る著作物に関し第二十三条第一項に規定する送信」という。)に係る著作物に関し第二十三条第一項に規定する。次条第四項において同じ。)の公衆送信(第三十五条第三項の公常三十五条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む

する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

- 規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるものって、国内において授業目的公衆送信に係るレコードに関し同条にった、国内において授業目的公衆送信に係るレコードに関し第九十六条の二に規定すり、授業目的公衆送信に係るレコードに関し第九十六条の二に規定すり、
- められるもの 関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認 四に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含 が。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る有線放送に が。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る有線放送に 関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認
- ものであること。 三 前号イからホまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備える
- 営利を目的としないこと。
- その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- へ

 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
- いて「補償金関係業務」という。) を的確に遂行するに足りる能力を務 (第百四条の十五第一項の事業に係る業務を含む。以下この節にお四 権利者のために授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業

有すること。

(授業目的公衆送信補償金の額)

第百四条の十三 目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、 授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなけれ 第百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業 指定管理団体は

ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 五条第二項の規定にかかわらず、 前項の認可があつたときは、 授業目的公衆送信補償金の額は、 その認可を受けた額とする。
- 3 を聴かなければならない。 同項の教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見 公衆送信が行われる第三十五条第一項の教育機関を設置する者の団体で 指定管理団体は、 第一 項の認可の申請に際し、 あらかじめ、 授業目的
- 4 額が、 はならない。 情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、 にあっては、 文化庁長官は、 第三十五条第 送信可能化を含む。 第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の 一項の規定の趣旨、 に係る通常の使用料の額その 公衆送信 (自動公衆送信の場合 その認可をして 他の事
- 5 問しなければならない。 文化庁長官は、 第一項の認可をしようとするときは、 文化審議会に諮

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第百四条の十 きは、 なければならない。 補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出 九 指定管理団体は、 これを変更しようとするときも、 補償金関係業務を開始しようとすると 同様とする。

2 当該分配に関する事項を定めなければならない。 ものとし 前項の規程には 指定管理 付団体は、 授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項を含む 第 一十五条第 一項の規定の趣旨を考慮して

(新設)

指定管理団体及び補償金(新設)
きる。
上必要な命令をすることができる。 上必要な命令をすることができる。 上必要な命令をすることができる。 上必要な命令をすることができる。 上必要な命令をすることができる。
授業目的公衆送信補償金の総額のうち(新設)のための支出)

○著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)

(傍線の部分は改正部分)

定管理団体をいう。以下この章において同じ。)は、法第百四条の十五第五十七条の十二 指定管理団体(法第百四条の十一第一項に規定する指(著作権等の保護に関する事業等に関する意見聴取)	(著作権等の保護に関する事業等のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額の算出方法) 制合を乗じて算出するものとする。 「一、著作権等の保護に関する事業等のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額は、著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信補償金の額は、著作物等の利用の実績に応じて支払う方に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定めるに係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定めるに係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定めるに係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定めるに係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定めるに係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定めるに係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める。	(業務規程) (業務規程) (業務規程) (業務規程) (業務規程) (業務規程) (業務規程) (業務規程) (業務規程) (業務規程) (業務規程) (業務規程) (業務規程)	第十一章 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等	改正後
(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新設)	
				改
				正
				前

識経験者の意見を聴かなければならない。 全体の利益に資するものとなるよう、 条の十一第 第一項の事業を実施しようとするときは、 項に規定する権利者をいう。 あらかじめ 当該事業が権利者 以下この章において同じ。 その内容について学 (法第百四

(業務の休廃止)

第五十七条の十三 指定管理団体は、 らない。 事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければな 十二第四号に規定する補償金関係業務をいう。 を休止し、 又は廃止しようとするときは、 その補償金関係業務 以下この章において同じ あらかじめ、 (法第百四条の 次に掲げる

休止又は廃止を必要とする理由

項において「廃止の日」という。) 休止しようとする日及び休止の期間又は廃止しようとする日 (第三

権利者に対する措置

四三 法第百四条の十五第一 項の事業のための支出に関する措置

2 を官報で告示する。 文化庁長官は、 前項の規定による廃止の届出があつたときは、 その旨

3 規定により官報で告示された日に、 法第百四条の十一第一 項の規定による指定は、 その効力を失う。 廃止の日として前項の

(指定の取消し)

第五十七条の十四 該当するときは、 ことができる。 法第百四条の十一第一項の規定による指定を取り消す 文化庁長官は、 指定管理団体が次の各号のいずれかに

法第百四条の十二各号に掲げる要件のいずれかを備えなくなつたと

法第百四条の十四第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規

(新設)

程によらないで補償金関係業務を行つたとき、 適正な運営をしていないとき。 その他補償金関係業務

- 三 法第百四条の十五第三項の規定による命令に違反したとき。
- 兀 とき、又は同条の規定による勧告に従わなかつたとき。 資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した 類その他の資料を提出せず、 法第百四条の十六の規定に違反して報告をせず、 若しくは同条の規定による報告若しくは 若しくは帳簿、
- 七六五 第五十七条の十二の規定に違反したとき。
 - 次条において準用する第四十九条の規定に違反したとき。
- 該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められる 相当期間にわたり補償金関係業務を休止している場合において
- 2 を官報で告示する。 文化庁長官は、 前項の規定による指定の取消しをしたときは、 その旨

(準用)

第五十七条の十五 前に るのは する。 後一月. 業年度にあつては、 九十五条第五項又は第九十七条第三項の」とあるのは 定管理団体について準用する。この場合において、第四十六条中「法第 「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、 第 とあるのは (法第百四条の十一 項の規定による」と、 補償金関係業務」 とあるのは 「補償金関係業務」と、 第四十六条、 その指定を受けた後遅滞なく)」と、 「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものと 第一 と 項の規定による指定を受けた日の属する事 第四十八条中「二次使用料関係業務」とあ 第四十九条第 第四十八条及び第四十九条の規定は、 「開始前に」とあるのは 項中 「二次使用料関係業 「法第百四条の十 同条第二項中 決算完結 開始 指

(傍線の部分は改正部分)

○著作権法施行規則(昭和四十五年文部省令第二十六号)

ない事項は、次に掲げるものとする。 第二十二条の五 令第五十七条の十第二項の業務規程で定めなければなら(補償金関係業務に係る業務規程の記載事項等)	(授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む。) (授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等) 第二十二条の四 法第百四条の十一第一項に規定する指定管理団体(以下第二十二条の四 法第百四条の十一第一項に規定する指定管理団体(以下第二十二条の四 法第百四条の十一第一項に規定する指定管理団体(以下第一十二条の四 法第百四条の十一第一項に規定する指定管理団体(以下第一時の規定により授業目的公衆送信補償金をいう。) (授業目的公衆送信補償金をいう。) (授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請) (投業目的公衆送信補償金の額の認可の申請) (投業目的公衆送信補償金の額の認可の表別でに提出しなければならない。 (技業日的公衆送信補償金の額の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額をではればならない。 (技業日的公衆送信補償金の額の認可申請等) (大力の意見聴取の概要(当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見をの意見聴取のに対した。とする授業目的公衆送信補償金の額の設定とは、次に掲げる事項を記載した申記に提出しなければならない。 (大力の意見を表別では、大力の表別では、大力の表別では、大力に表別で表別では、大力の表別では、	改正後
新設)	(新設)	
		改
		正
		前

- 料(第三項第一号において「手数料」という。)に関する事項 授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務に要する手数
- 定の基礎となるべき事項の公示に関する事項 文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算
- 3 指定管理団体は、法第百四条の十四第一項の規定により同項の規程を3 指定管理団体は、法第百四条の十四第一項の規定により同項の規程を
- 一 手数料の算定の基礎となるべき事項
- 体制の整備に関する事項 法第百四条の十二第四号の補償金関係業務を的確に遂行するための
- 二の規定による学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項三法第百四条の十五第一項の事業の検討の状況及び令第五十七条の十

(ディスク等による手続)

- ができる。
 したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことしたディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことその他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録第二十四条 次に掲げる書類の提出については、電子的方法、磁気的方法
- 定により添付しなければならない書類出なければならない規程に係る書類並びに第二十二条の五第三項の規一法第百四条の七第一項及び第百四条の十四第一項の規定により届け
- 二~四 (略)

五 令第四十九条(令第五十七条の三、第五十七条の九及び第五十七条

(ディスク等による手続

ができる。
したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことその他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録第二十四条 次に掲げる書類の提出については、電子的方法、磁気的方法

法第百四条の七第一項の規定により届け出なければならない規程に

係る書類

二~四 (略)

五 令第四十九条(令第五十七条の三及び令第五十七条の九において準

第四十九条第二項の規定により提出しなければならない事業報告書にり提出しなければならない事業計画及び収支予算に係る書類並びに令の十五において準用する場合を含む。以下同じ。)第一項の規定によ 係る書類

(略)

七六 届け出なければならない事項に係る書類 令第五十七条の七第一項及び第五十七条の十三第一項の規定により

八 らない申請書に係る書類並びに同条の規定により添付しなければなら、第二十二条の二及び第二十二条の四の規定により提出しなければな ない参考となる事項を記載した書類

> ならない事業計画及び収支予算に係る書類並びに同条第二項の規定に 用する場合を含む。以下同じ。)第一項の規定により提出しなければ より提出しなければならない事業報告書に係る書類

七六 に係る書類 令第五十七条の七第一項の規定により届け出なければならない事項

八 書類 第二十二条の二の規定により提出しなければならない申請書に係る

- 3 -

著作権法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○著作権法施行規則(昭和四十五年文部省令第二十六号)

第二十二条の六 令第五十七条の-補償金の額の算出に用いる割合)	改
令第五十七条の十一の文部科学省令で定める割合は出に用いる割合) 護に関する事業等のために支出すべき授業目的公衆	正
する。	後
新設)	
	改
	正
	前

(傍線の部分は改正部分)